

提出された意見等の概要とこれに対する考え方

- 案件名：ひょうご障害者福祉計画
- 意見募集期間：平成 26 年 12 月 25 日（木）～平成 27 年 1 月 15 日（木）15 時
- 意見等の提出件数：82 件（21 人）

「県の考え方」の表記について

- 【A】… ご意見等を踏まえ、本文等に反映したもの（一部反映した場合も含む）
- 【B】… 意見等の内容が既に記載されているもの
- 【C】… 今後、障害者福祉を推進する上で参考とするもの
- 【D】… 対応が困難なもの
- 【E】… その他（感想等）

※ご意見・ご提案の募集時点では表題を「ひょうご障害者福祉プラン」としていましたが、本県他計画との関係等を考慮し、「ひょうご障害者福祉計画」としました。

	項目等	意見等の概要	件数	県の考え方
1	全 体	<p>【表記】</p> <p>全体的に「障害」という表記が使用されているが、「害」を「がい」にはしないのか。</p>	1	<p>【C】</p> <p>障害の表記について、一般的に「障害」「障がい」「障碍」といったものが見られますが、法令上は「害」という表記で統一されています。また、障害当事者団体等から、「害」という字を平仮名に変えれば社会的障壁が消滅するわけではなく、平仮名化で事足りるとするのはいかなものかとの意見も出てくることもあり、今後の国の動向等を見守り、引き続き検討することとします。</p>
2	全 体	<p>【構成】</p> <p>分野別施策について、「2020年にめざす施策」と「今後さらに検討を深めていく施策」に区分され、分かりやすい。「2020年にめざす施策」はできるだけ早期に実行してほしい。</p>	1	<p>【E】</p> <p>本計画は本県障害者福祉行政の羅針盤となるものであり、2020年にめざす施策はできるだけ早期の実施に努めます。</p>
3	全 体	<p>【事例研究】</p> <p>海外には障害者福祉に関する先進的な事例もある。これらを研究し、有効な施策は積極的に取り込むのが良い。</p>	1	<p>【E】</p> <p>海外の事例も含め、先進的な取組についての情報収集・分析・評価に努め、有効な取組は参考にしていきます。</p>

4	全 体	<p>【計画の対象】</p> <p>対象の「障害のある人」が障害等級に該当する人のみか、日常生活・社会生活上困難を感じている人も含めるのか、分からない。</p> <p>この計画の対象は身体障害者だけなのか。はっきりと明示すべきだ。</p>	2	<p>【B】 (本文 pp. 17-18)</p> <p>本計画では障害を幅広く捉え、障害者基本法に規定される身体障害、知的障害、精神障害（発達障害含む）だけでなく、「ひきこもりで障害福祉サービスに繋がっていない人や一人暮らしのために支援が届きにくい人など、本人及び外的な要素によって支援の必要な人も考慮すべき対象」としています。</p>
5	概 要	<p>【役割分担】</p> <p>推進体制は「国・県・市町・民間」だが、障害福祉サービス等の供給体制は「市町域・圏域・県域」の順に並んでいる。</p> <p>また、第3期兵庫県地域福祉支援計画では「市町・県・国」となっており、合っていない。</p>	1	<p>【D】</p> <p>本計画は県の計画であるため、推進体制は県の役割を先に規定しています。一方、障害福祉サービス等の供給体制は、基本的なサービスは障害のある人に身近な市町が整備する方針を明確にするため、市町域を先に規定しています。なお、他計画とは考え方等骨格部分について整合性を図り、各計画の目的に応じた記載を行うこととしています。</p>
6	第1章	<p>【主な制度改正】</p> <p>障害者基本法改正のところに、「消費者としての保護」「選挙等における配慮」「司法手続きにおける配慮」「国際協力」が新設されているので追加する。また、「障害者政策委員会の設置」を追加する。</p> <p>障害者差別解消法のところに、「主務大臣による民間事業者に対する報告徴収、助言・指導、勧告」「障害者差別解消支援地域協議会の取組の推進」を追加する。</p>	1	<p>【D】</p> <p>ご指摘の表は前回プラン（計画）期間中の主な制度改正を箇条書きでまとめたものであり、所管省庁が法律の概要として公表している資料等に基づき、主なものを記載しています。</p>
7	第1章	<p>【推進体制】</p> <p>推進体制として挙げられている「自助・共助・公助」について、公的なサポートは当然重要だが、社会保障費が財政を圧迫する中、障害者自身の自助が</p>	1	<p>【B】 (本文 pp. 11-12)</p> <p>本計画では障害のある人を主役と位置付け、必要に応じて支援を受けながら意思決定を行い、目標の実現に向かって進んでいくことを重視しています。自助に公助と共助が寄り添い、障害のある人や行政、支援機関、ボ</p>

		重要になる。		ランティア組織等がそれぞれの役割を認識し、協働のネットワークを構築していくことで、安定かつ柔軟な障害福祉サービスの実現が可能になるとしています。
8	第1章	【推進体制】 自助・共助・公助の推進は、計画の推進なのか、自助等の推進なのか分かりにくい。また、自助の推進は自助努力を強いているように受け取れる。	1	【B】 (本文 pp. 11-12) 本計画に掲げる取組を行うため、自助・共助・公助を推進します。なお、自助は「障害のある人が自己決定を行い、その目標に向かって歩いていくこと」と定義しています。
9	第1章	【推進体制】 地域の共助を進めていく必要性を感じており、地域弱者のために活躍したい。共助の重要性等について、触れるべきだ。	1	【B】 (本文 pp. 11-12) 障害者支援団体やボランティア、NPO 法人等が提供する共助は、“新しい公共”として自助・公助を補完し、安定かつ柔軟なサービスの実現を可能にするものです。市民活動の活性化等を通じ、これら協働のネットワークを構築していくこととしています。
10	第1章	【表現】 2020 年度（平成 32 年度）の将来像にある「改善余地」は「改善してほしいこと」とした方が、後段との繋がりが良い。	1	【A】 (本文 p14, 15, 20) 基本理念である「自己決定」「共生」を目標上も明確にし、かつ重点課題である障害のある人の地域移行の適切な推進をより簡潔に表現するため、「 <u>障害のある人もない人も、皆が支え合い、住みたい地域・場所で、ともに暮らしていけること</u> 」としました。
11	第1章	【障害者福祉の9つの課題】 課題1「意思決定と意思決定支援の促進」について、障害者権利条約の外務省公定訳どおりの記述になっていない。障害者基本法第23条（相談等）に規定する「意思決定の支援」を強調すべきである。	1	【A】 (本文 p21) 公定訳を参考に、「平成 26 年 1 月に障害者権利条約が批准されましたが、 <u>同条約や障害者基本法等</u> において、障害のある人の意思決定及び意思決定支援について盛り込まれました」としました。
12	第1章	【障害者福祉の9つの課題】 課題1「意思決定と意思決定支援の促進」について、その前提として、相談先で容易にコミュニケーションができる環境整備が必要である。「自己決定」	1	【E】 障害のある人が自己決定をできる環境を整えていくことは、本計画においても重視しています。

		がキーワードとして出ていることは評価できる。		
13	第1章	【障害者福祉の9つの課題】 課題2「相談支援・権利擁護の推進」について、「密接な連携関係の構築と強化」を記載することが必要だ。	1	【D】 (本文 p21) この部分は、障害者福祉が直面する課題についてまとめることとしています。
14	第3章	【障害者福祉の9つの課題】 課題5「高齢化への備え」について、介護保険では対応できない障害特性もある。また、介護保険への移行時に適切な支援が受けられないこともある。	1	【B】 (本文 pp. 22-23、pp. 84-85) 障害のある方の高齢化等が進んでおり、介護保険サービス及び障害福祉サービスの適切な利用が必要です。研修等を通じ、介護・障害の双方に精通した福祉施設等職員の養成を図ることとしています。
15	第1章	【表現】 本文で「NPO 法人」という表記が基本となっているが、「NPO 団体」となっている箇所もある。	1	【A】 (本文 p24) 表記は「NPO 法人」で統一することとします。
16	第1章	【前回プラン(計画)の進捗状況】 進捗状況の総合生活指標について、「身体障害」として一括りになっている。特定の等級だけが改善しているのはいか。	1	【D】 総合生活指標は、県内の障害者手帳を所持される方を対象として調査したのですが、回答いただく際の負担を考慮して質問事項を絞り込んでおり、等級については調査を行っていません。
17	第1章	【障害福祉サービス供給体制】 有識者が「地方消滅」を主張する等、人口の減少や地方経済の疲弊化が進む中、各市町でサービス供給体制を整備するのは困難である。	1	【B】 (本文 pp. 30-31) 障害のある人にとって特に身近な地域で必要とされるサービス(相談支援、居宅介護、生活介護等)は従来どおり、市町域で整備することをめざしていますが、今後の人口減少社会を見据えた場合、社会資源上の制約から地域によっては市町域で供給を完結することが難しいサービスもあります。このような場合は、圏域内での連携による対応も併せて検討していくこととしています。
18	第2章	【障害者福祉の状況】 身体障害者手帳の所持者数データについて、障害区分と等級のクロス集計を掲載してほ	1	【D】 本計画は250ページ程度の量があることから、データはできる限り整理して掲載することとしています。

		しい。		
19	第2章	【相談支援機関等の状況】 各機関の分野・領域・課題等の項目別相談件数のデータがない。	1	【D】 障害者福祉に関わる相談支援機関等は数が多く、相談項目の分類基準も機関によって異なることから、総件数のみ記載することとしています。
20	第2章	【就労状況】 就労状況のデータで、退職や解雇理由についての記述がない。	1	【D】 退職理由等についての公式な統計がないため、記載していません。
21	第2章	【障害のある児童生徒等】 地域の学校の通常学級、通級、特別支援学級のデータがない。	1	【E】 ここでは代表的なものとして、特別支援学校のデータを抜粋しています。なお、通級指導を受けている児童生徒数等については、教育分野の個別計画である「兵庫県特別支援教育第二次推進計画」（平成26年3月策定）をご覧ください。
22	第2章	【表現】 生活実態調査の「差別・虐待を受けた経験」（p64）に「虐待のガイドライン」とあるが、「虐待防止のガイドライン」ではないか。	1	【A】 （本文 p64） ここで言う「虐待のガイドライン」とは「虐待に関するガイドライン」ということを意味していますが、誤解を招かないよう、「 <u>ガイドラインの整備</u> 」としました。
23	第2章	【表現】 65歳以上と生産年齢人口に分けて就労の状況を記載してはどうか。	1	【D】 本計画は250ページ程度の量があることから、データはできる限り整理して掲載することとしています。
24	第2章	【生活実態調査全般】 各項目について割合の分析しか示していない。	1	【B】 （本文各箇所） 生活実態調査の結果は、まとめて表形式で記載することとしています。なお、本計画は、実態調査の結果、導出された課題等の分析に基づいて組み立てています。
25	第3章	【社会参加の定義】 社会参加を教育とセットで扱くと、社会参加の包括的な意味が狭くなり、障害者基本法との整合性が弱まる。	1	【B】 （本文各箇所） 教育・社会参加分野における施策は、代表的なものとして芸術文化やスポーツ、国際交流等に限定してまとめていますが、包括的な意味での社会参加は本計画全体を貫くテーマとしています。

26	第3章	<p>【めざすべき理想像】</p> <p>生活基盤づくりのめざすべき理想像で、「障害福祉サービスや保健・医療体制が整備されていることが重要」とあるが、情報をあらゆる方法で発信することを追記すべきだ。</p>	1	<p>【D】</p> <p>情報発信を含むコミュニケーション支援は、「くらし支援」で整理することとしています。</p>
27	第3章	<p>【表現】</p> <p>人「財」力という表記（p80）では、人と財が別のものと誤解されるため、「人財」力が良い。</p>	1	<p>【D】</p> <p>ここでは、人が障害福祉サービス等を支える貴重な存在であることを強調するため、「人間の生活にとって貴重な物」（大辞林第三版）という意味を持つ「財」という単語をカッコ書きにしています。</p>
28	第3章	<p>【相談窓口】</p> <p>障害のある人が相談できる窓口の運営（p80）に、ファクスやメール相談の整備、迅速な対応を追記する。</p>	2	<p>【D】</p> <p>コミュニケーション支援は「くらし支援」に位置付けることとしています。</p>
29	第3章	<p>【若年性認知症】</p> <p>若年性認知症は診断から介護保険の対象になるまでの「空白の期間」を解消するための相談支援体制の充実が必要である。</p>	2	<p>【B】（本文 p80）</p> <p>本県では平成 25 年 6 月から「ひょうご若年性認知症生活支援相談センター」を運営しており、地域の相談支援体制の充実等に努めていくこととしています。</p>
30	第3章	<p>【人材の養成】</p> <p>障害福祉サービスを支える人材として、サービス管理責任者や相談専門支援員だけでなく、障害福祉を支える行政職員の能力向上も必要だ。行政窓口における専門職員の配置や従事段階に応じた研修等にも取り組んでいただきたい。</p>	1	<p>【A】（本文 p81）</p> <p>障害のある人を支えるのは人であり、行政職員を含め、介護・福祉に関わる人材の養成は重要です。</p> <p>特に、小規模な市町では職員数の削減等の影響もあり、制度の変更や障害の多様化・複雑化等にきめ細やかに対応することが困難なこともあります。これらを踏まえ、「<u>研修等を通じた障害者福祉を担当する行政職員の能力向上や窓口における専門職員の配置推進</u>」を追記しました。</p>
31	第3章	<p>【ふるさと納税を通じた支援】</p> <p>ふるさと納税を障害者支援に活用したい。</p>	1	<p>【A】（本文 p83）</p> <p>本県では「ふるさとひょうご寄附金」を活用し、県立リハビリテーション中央病院ロボ</p>

				<p>ットリハビリテーションセンターが設立した「小児筋電義手バンク」に寄附できる仕組みを運営しています。障害のある子どもへの支援の項目に、「<u>ふるさとひょうご寄附金を活用した小児筋電義手バンクへの支援</u>」を追記しました。</p>
32	第3章	<p>【障害福祉サービス等の充実】 障害福祉サービスの苦情解決の仕組みの実効性確保に向けた体制の整備が必要である。</p>	1	<p>【C】 福祉サービス利用者等からの苦情を適正に解決するため、社会福祉法第83条に基づき、兵庫県福祉サービス運営適正化委員会を兵庫県社会福祉協議会に設置しています。また、県や各市町においても適宜対応を行うほか、集団指導や個別指導監査等を実施します。</p>
33	第3章	<p>【福祉サービス利用援助】 障害のある人や家族が安心して地域で生活できるよう、福祉サービス利用援助事業の活用支援や周知強化等が欠かせない。</p>	2	<p>【A】 (本文 p84) 判断能力に不安のある人であっても、日常的な金銭管理を含め、福祉サービスを適切に利用できるよう支援することは重要です。これを踏まえて、「<u>判断能力に不安のある人の地域生活を支える福祉サービス利用援助事業の活用の推進</u>」を追記しました。</p>
34	第3章	<p>【保健・医療】 地域移行後の継続的なリハビリテーション実施体制の確立について記載してほしい。</p>	1	<p>【B】 (本文 p86) 障害のある人が急性期・回復期・維持期へと移行する全過程を通じ、住み慣れた地域で適時適切なリハビリを継続的に受けられるようにすることは重要です。 本県では、全県リハビリテーション支援センター（県立総合リハビリテーションセンター及び西播磨総合リハビリテーションセンター）を核に、全9圏域（神戸を除く）に拠点となる病院等を圏域リハビリテーション支援センターとし、地域のリハビリテーション実施機関や関係機関等と連携する地域リハビリテーション推進体制を構築しています。</p>
35	第3章	<p>【インクルーシブ教育】 障害者基本法第16条や特別委員会報告（中教審平成24年7</p>	1	<p>【C】 平成24年7月23日文科省初等中等教育分科会報告によると、「インクルーシブ教育シ</p>

		<p>月)等における特別支援教育の動向を踏まえたインクルーシブ教育の積極的な意味について言及していないのは理解に苦しむ。今後の特別支援教育の基本的役割や変えるべき点の整理が必要である。</p> <p>施策として、「合理的配慮の確保と実施を適切にすすめていくために、本人・保護者と学校等との話し合いが不調に終わり意見が一致しない場合の解決の仕組みとして、第三者の外部委員を含む「教育支援委員会」の体制整備の推進（または取組）」を追加する。</p>	<p>システムにおいては、同じ場で共に学ぶことを追求するとともに、個別の教育的ニーズのある幼児児童生徒に対して、自立と社会参加を見据えて、その時点で教育ニーズに最も確に答える指導を提供できる、多様で柔軟な仕組みを整備することが重要である。小・中学校における通常の学級、通級による指導、特別支援学級、特別支援学校といった、連続性のある“多様な学びの場”を用意していくことが必要である」「基本的な方向性としては、障害のある子どもと障害のない子どもが、できるだけ同じ場で共に学ぶことを目指すべきである。その場合には、それぞれの子どもが、授業内容が分かり学習活動に参加している実感・達成感を持ちながら、充実した時間を過ごしつつ、生きる力を身につけていけるかどうか、これが最も本質的な視点であり、そのための環境整備が必要である」と提言されています。</p> <p>本県では、国の動向等を踏まえ、「多様な学びの場」の指導の充実を図り、障害のある子どもが十分な教育が受けられるように進めるとともに、障害のある子どもと障害のない子どもの交流及び共同学習を積極的にすすめています。</p> <p>なお、ご提案の施策については、今後の取組の参考とします。</p>
36	第3章	<p>【発達障害児への支援】</p> <p>発達障害等、普通学級に在籍する特別な支援を要する児童生徒等に支援を行うには、小中学校等での的確な対応が必要である。</p>	<p>1 【B】 (本文 p94)</p> <p>文部科学省の調査（平成24年）によると、小・中学校の通常の学級に発達障害の可能性のある児童生徒が約6.5%在籍しているとされています。</p> <p>このことを踏まえ、「全ての学校の教職員が、インクルーシブ教育システム構築に向けた国の動向を踏まえ、児童生徒一人一人の状態に応じた教育的配慮を行えるよう、障害の特性等を正しく認識し、取り組むための研修を実施」としています。また、発達障害等の</p>

				ある特別な支援を必要とする児童生徒への指導は、すべての児童生徒にとって分かりやすい授業につながるとの共通理解を図り、特別支援教育の視点による、「授業のユニバーサルデザイン化モデル研究及びその成果の普及」を実施します。さらに、「小・中学校において、発達障害等のある特別な支援を必要とする児童生徒への指導を充実させるため、通級指導担当教員を配置」し、通常の学級に在籍する対象児童生徒とした通級による指導を行います。
37	第3章	<p>【小中学校等における専門性】</p> <p>特別支援学校以外の教員にも聴覚障害の多様性の知識を持たせるようにすべきだ。</p>	1	<p>【B】 (本文 p94)</p> <p>児童生徒一人一人の状態に応じた教育的配慮が重要であることを踏まえ、「全ての学校の教職員が、インクルーシブ教育システム構築に向けた国の動向を踏まえ、児童生徒一人一人の状態に応じた教育的配慮を行えるよう、障害の特性等を正しく認識し、取り組むための研修を実施」としています。</p>
38	第3章	<p>【就労支援】</p> <p>県の施策だけでなく、助成金等、国の施策も盛り込まれているのは評価できるが、「助成金充実のための国への働き掛け」という項目がある。県から国への要望まで施策に含める必要はないのではないか。</p>	1	<p>【A】 (本文 p107)</p> <p>施策として実施するものだけを統一的に記載することとし、ご指摘の項目は削除します。</p>
39	第3章	<p>【コミュニケーション支援】</p> <p>障害者にも iPad 等のタブレット端末は有効であり、その活用を含めてはどうか。</p>	1	<p>【A】 (本文 p110、 p117)</p> <p>スマートフォンと同様、タブレットは多機能情報端末として、障害のある人の生活を大きく向上させる可能性を持つものです。「<u>コミュニケーション支援アプリ (多機能情報端末等用ソフトウェア) を搭載したタブレット端末を活用するほか、スマートフォン用アプリの開発やオープンデータ (行政機関が有する著作権や特許の規制を受けない公共データ) の利用など、官民挙げての技術開発等を推進します</u>」「<u>コミュニケーション支援アプ</u></p>

				<p>リ（多機能情報端末等用ソフトウェア）搭載タブレット端末や音声コード等の ICT（情報通信機器）やコミュニケーションボード等を活用したコミュニケーション支援の促進」として、タブレットの活用を明記しました。</p>
40	第3章	<p>【女性障害者支援】 DV シェルター施設のバリアフリー化の推進が必要である。</p>	1	<p>【B】（本文 p115） DV シェルターを含め、施設のバリアフリー化については、施設整備・管理運営マニュアル等に基づき、推進することとしています。</p>
41	第3章	<p>【障害者差別の解消】 障害者差別解消法が施行されるが、どう対応すれば良いか不明な点も多い。差別事例の収集や分かりやすいリーフレットの作成等が書き込んであると良い。</p>	1	<p>【A】（本文 p122） 障害者差別解消法の施行に備え、県民の皆様や事業者に対する啓発活動が重要であることから、「具体的な差別事例の蓄積と、それらをまとめたガイドブック等を活用した啓発活動の実施」として、より具体的に追記しました。</p>
42	第3章	<p>【障害者差別の解消】 障害者差別解消支援地域協議会について、「関係行政機関等、事業者、障害関連の NPO 等の関係者及び有識者等を構成員とする障害者差別解消支援地域協議会の運営においては、差別事案を解消するための意見、または差別の相談事案の背景にある環境や制度の不備に関する提言等を行い、関係機関が参考にできるための取組みを推進する」と記載する。</p>	1	<p>【C】 障害者差別解消支援地域協議会は平成 27 年度以降に設置を予定しており、今後の検討の参考にします。</p>
43	第3章	<p>【権利擁護の推進】 兵庫県老人福祉計画（介護保険事業支援計画）との整合性を図るため、「安心地区整備推進事業の展開」「兵庫県地域見守りネットワーク応援協定に基づく見守り活動の推進」「権利擁護センターの運営」を、権利擁護として記載する。</p>	1	<p>【B】（本文 p122、p126） 本計画は他計画との整合性を図ることを前提とした上で、障害のある人に深く関わる施策の方向性についてまとめることとしています。 なお、地域見守りネットワークは「防犯体制の推進」に、権利擁護センターは「障害のある人の権利擁護」に位置付けています。</p>

44	第3章	<p>【障害者理解の促進】 障害者福祉を高めるには、成人向けの福祉教育により、県民全体が障害児・者の生活上の困難を理解することが重要である。</p> <p>感音性難聴に対する理解が進んでいないため、福祉学習に含めるべきだ。</p> <p>福祉関係者等に、盲ろう者の理解研修が必要だ。</p>	3	<p>【A】 (本文 p123)</p> <p>障害特性や支援のあり方について学び、知することは、権利擁護や差別解消を進めていく上で重要なことです。このことを踏まえ、「<u>講演会やセミナー等を通じた障害のある人への理解を深める福祉教育の推進</u>」を追記しました。</p>
45	第3章	<p>【障害者差別の解消】 障害者差別解消法に関連する施策の記載があるが、障害を持たない一般の人が取り組めることが具体的に書かれていると良い。</p>	1	<p>【B】 (本文 pp122-123)</p> <p>障害者差別解消法第4条に、国民の責務として、障害を理由とする差別の解消の推進に寄与するよう努めなければならないと規定されています。本県では、ユニバーサル社会づくりの一環として、障害のある人を含め、誰もがまちなかで困っている時に声をかけて助け合おうという「みんなの声かけ運動」等を展開しています。</p>
46	第3章	<p>【障害者差別の解消】 差別解消は大切だが、一方的に差別をした人を糾弾する事態が増えれば、逆に障害者との関わりを避けようとする人が増える恐れがある。行政の担う役割は、普及啓発や広報に留めるべきだ。</p> <p>差別の定義は難しい。差別解消条例を作る動きがいくつかの県や市町村であるようだが、法律で明確に規定するべきだ。</p>	2	<p>【E】</p> <p>障害者差別解消法の趣旨や制度について、セミナーや広報資料を通じて普及啓発を行い、平成28年度からの同法の円滑な施行に努めます。</p>
47	第4章	<p>【総合生活指標】 スポーツと芸術だけが社会活動ではないので、新たな指標として、「スポーツ・芸術文化活動以外の社会的活動への参加」を追加してはどうか。</p>	1	<p>【C】</p> <p>社会活動の場は多様であり、スポーツや芸術文化活動に限定されたものではありません。</p> <p>この指標は、県内で障害者手帳を所持される方を対象としたアンケート（無作為抽出）</p>

				に基づく指標であり、今後、どのような項目が指標として適切か等について検討します。
48	第4章	【成果指標・活動指標】 地域移行後に継続したリハビリテーションが受けられるよう、地域リハビリテーション拠点数や利用者数を成果指標に加えてはどうか。また、病院や施設等における理学療法士や作業療法士の配置状況を加えてはどうか。	1	【D】 成果指標及び活動指標は、国の「障害福祉サービス及び相談支援並びに市町村及び都道府県の地域生活支援事業の提供体制の整備並びに自立支援給付及び地域生活支援事業の円滑な実施を確保するための基本的な指針」（平成18年厚生労働省告示第395号）に基づき、設定することとなっています。当該項目は同指針には含まれないため、成果指標・活動指標には盛り込みませんが、関係機関による「リハビリテーション推進会議」等を通じ、地域リハビリテーション推進体制の着実な運用に努めます。
49	第4章	【人材の養成】 介護・福祉人材を増やし、定着させるにはモチベーションの向上が欠かせない。	1	【A】 （本文 p149） 介護・福祉人材は障害福祉サービスを支える存在であり、その確保と定着は重要です。このことを踏まえ、「福祉・介護分野における人材確保対策を総合的に推進するため、兵庫県福祉人材センターを運営し、福祉・介護に関する職業相談や福祉施設等に対する人材確保策の指導、職業紹介、 <u>福祉の就職総合フェアの開催等を通じて多様な人材の参入を図るほか、福祉人材のキャリアアップや福利厚生の充実を含む魅力ある職場づくりのための支援、介護業務のイメージアップ等にも努めます。</u> 」と追記しました。
50	第5章	【用語解説】 精神障害者のピアサポーターは県の認定制度か。用語解説に基準を記載してほしい。	1	【E】 精神障害者のピアサポーターは認定制度ではありません。
51	その他	【要望】 県広報誌で障害特性についての連載をしてほしい。	1	【E】 全世帯配布広報紙「県民だよりひょうご」については、毎年約300名の広報モニターや主に県民の皆様からなる読者編集員の意見を踏まえ、企画・制作しています。このたびいただいた提案も含め、限られた紙面の中で

				より多くの県民の皆様のためになる情報を掲載できるよう努めていきます。なお、現在、障害のある方への支援の一つとして、授産施設である「兵庫セルフセンター」の商品を毎月紙面で紹介しています。
52	その他	<p>【要望】</p> <p>聴覚障害を有する人のために、県広報番組に字幕をつけてほしい。</p>	1	<p>【E】</p> <p>知事対談番組の「日曜さわやかトーク」については、字幕および手話対応を行っています。県民情報番組「ひょうごワイワイ」については、手話や字幕で対応しています。</p> <p>その他の広報番組についても、「ひょうごユニバーサル社会づくり総合指針」に基づき、字幕スーパーを含め、分かりやすい情報発信に努めることとしています。</p>
53	その他	<p>【要望】</p> <p>県ホームページにファクス番号やメール連絡先がないページがある。また、目的のページが探しづらい。</p>	4	<p>【E】</p> <p>連絡先について、電話番号に加え、可能な限りファクス番号やメールも記載するように努めます。</p> <p>また、目的のページが探しづらいことについては、カテゴリ別、目的別による分類表示の他、キーワード検索で目的のページが表示できるようにしていますが、いただいたご意見を踏まえて、より県民の皆様により伝わりやすいページづくりに努めます。</p>
54	その他	<p>【要望】</p> <p>仕事をしていても日常生活等の相談ができるよう、相談機関は土日祝に対応してほしい。</p>	1	<p>【E】</p> <p>障害のある人のための専門相談機関によっては、土日祝にも対応している機関もありますので、各機関にてご確認ください。</p> <p>なお、県民総合相談センターでは、障害のある人の専門相談は行っていませんが、一般県民相談については、土日祝は、留守番電話により対応していますのでご利用願います。</p>
55	その他	<p>【要望】</p> <p>美術館等で音声ガイドの内容を印刷したものを配布してほしい。また、館内で映像による紹介を行う場合は字幕を付けてほしい。</p>	1	<p>【E】</p> <p>特別展の音声ガイドは民間業者が制作し、有料で提供しています。そのため、美術館等の判断でガイド内容を配布することはできません（音声ガイドの印刷物化や映像への字幕の追加は企画会社・主催者との調整が必</p>

				<p>要)。しかし、要望があったことを踏まえ、展覧会企画段階で検討項目として制作業者と協議をしていきます。また、施設が独自で制作する展示音声ガイド（固定式）や映像を新たに制作・修正する際にはガイド内容の配布又は字幕の挿入などの実施を検討することとします。なお、考古博物館では、常設展示の音声ガイドを施設が独自に作成し、無償貸出を行っていますので、ガイド内容の配布も可能です。</p>
56	その他	<p>【要望】 災害時要援護者名簿等の整備状況を県ホームページで発信してほしい。</p>	1	<p>【E】 避難行動要支援者名簿等の取組の進捗状況については、毎年、消防庁が全国調査を実施し、その結果を同庁ホームページにおいて公表していますので、ご参照ください。</p>
57	その他	<p>【要望】 障害者を含めた避難訓練を実施してほしい。また、避難所に聴覚障害のある人に情報を伝えるための機器を配置してほしい。</p>	1	<p>【E】 毎年、県・関係市町・県警・陸上自衛隊等が参加する合同防災訓練に地域の聴覚障害のある方に参加いただいています。 避難所の運営主体は市町になります。県は市町に避難所管理運営指針（平成 25 年版）を配布し、その中で「災害時要援護者の状況に応じて補聴器、点字機器、災害用コミュニケーションボード等多様な情報伝達手段を用意する必要がある旨を記載しています。</p>
58	その他	<p>【要望】 兵庫県こころのケアセンターへの相談は電話及び面接となっている。ファクスやメールでの受付体制の整備と、バリアフリー情報を公開してほしい。</p>	1	<p>【E】 兵庫県こころのセンターの相談は、来所面接となっており、そのための予約については、ファクス・メールでも可能となるよう検討しています。また、バリアフリー情報については、ホームページにより公開する予定です。 なお、こころの相談については、県立聴覚障害者情報センターでも受け付けています。</p>
59	その他	<p>【要望】 屋内信号装置や補聴器について、収入が一定基準以下の人に対する購入補助や、中古品販</p>	1	<p>【E】 身体障害者手帳（聴覚）を所持されている方は、障害の程度に応じ、屋内信号装置、補聴器について、日常生活用具給付や補装具費</p>

		売、レンタル制度を整備してほしい。		支給等の公的な補助制度が利用可能です。
60	その他	【要望】 市町の福祉サービスの冊子について、インターネットに掲載していない市町がある。また、申請書の連絡先に、ファクス番号やメール連絡先を書き込める欄を作してほしい。	2	【E】 本計画の「くらし支援」分野に位置付けるコミュニケーション支援に基づき、聴覚障害のある人が暮らしやすい環境の整備に努めるとともに、市町代表者が構成員として出席する障害福祉審議会等の場を活用し、冊子のインターネットでの掲載等と呼びかけます。
61	その他	【要望】 県立聴覚障害者情報センター等が障害当事者を十分に支援できるよう、聴覚障害者関係団体等に費用等の支援をしてほしい。	1	【E】 県立聴覚障害者情報センターでは手話、要約、盲ろう通訳・介助員等意思疎通支援事業や各種相談事業などを実施しています。運営にあたっては、指定管理者である公益社団法人兵庫県障害者協会に交付金をお渡しし、その中で、各障害福祉団体の協力を得て事業を実施しているところです。
62	その他	【要望】 手話通訳・要約筆記者派遣について、派遣が受けられなかった件数・内容・申請者のその後の状況の実態調査をしてほしい。また、派遣先拡大を進めてほしい。	1	【E】 手話通訳・要約筆記者の派遣事業については、市町が実施しており、調査も市町の実施になります。派遣先の拡大については市町にご相談ください。
63	その他	【要望】 県主催イベント以外にも手話通訳・要約筆記者が付けられるよう、主催者への啓発や派遣料の補助をしてほしい。	1	【E】 県の意思疎通支援事業では、障害者団体が主催する広域的な行事で手話通訳者・要約筆記者が必要な場合、その派遣費を負担しています。
64	その他	【要望】 県が後援する映画には字幕を付けるよう、バリアフリー指針を策定してほしい。	1	【E】 本県では「ひょうごユニバーサル社会づくり総合指針」に基づき、字幕スーパーを含め、分かりやすい情報発信に努めることとしています。
65	その他	【要望】 病院に医療に精通した手話通訳を配置してほしい。また、診察の予約等をファクスとメ	1	【E】 聴覚障害のある人が通院される際には、主として市町が行う手話通訳者派遣事業をご活用いただくこととなっており、事業の更な

		ールでできるようにしてほしい。		<p>る充実について働き掛けを行うとともに、医療従事者を対象とする手話研修を実施しています。</p> <p>また、手話による対応が可能な医療機関をお探しの場合、県がインターネット上で公開している「兵庫県医療機関情報システム」によって医療機関を検索できます（医療機関の自主申告による情報ですので、手話による対応を保証するものではありませんが、これらの要望について関係機関等には情報を提供することとします）。</p> <p>なお、県立病院は、高度専門医療を提供する病院として地域医療機関と連携を図りながら診察を行っており、患者様にはできるだけかかりつけ医経由で診療予約をいただいております。このため、直接のファクスやメールでの予約は行っていません。</p>
66	その他	<p>【要望】</p> <p>ユニバーサルツーリズムでバリアフリー情報を発信する際は、ファクス番号とメール連絡先を記載してほしい。</p>	1	<p>【E】</p> <p>関係者等の意見等も踏まえた上で、掲載媒体に応じたより良い情報提供に努めます。</p>
67	その他	<p>【要望】</p> <p>施設のバリアフリー情報を公開し、データベースにして検索しやすくしてほしい。</p>	1	<p>【E】</p> <p>本県では福祉のまちづくり条例に基づき、特定用途かつ一定規模以上の施設の所有者・管理者に、ホームページなどを用いたバリアフリーに関する情報の公表を義務づけており、県立施設においては、県のホームページ上で公表しています。</p>
68	その他	<p>【要望】</p> <p>特別支援学校高等部に入れないレベルの聴力の者もいるので、高校の中に難聴学級を作してほしい。</p>	1	<p>【E】</p> <p>高等学校において特別支援学級を設置することについては、学校教育法第81条で「小学校、中学校、高等学校及び中等教育学校には、…特別支援学級を置くことができる」とされていますが、学校教育法施行規則に特別支援学級についての規定がなく、また、標準法（公立高等学校の設置、適正配置及び教職員定数の標</p>

				準等に関する法律) に特別支援学級についての学級編制の標準についての規定がないため、制度として高校に特別支援学級をおくことは困難な状況です。
69	その他	<p>【要望】</p> <p>聴覚障害のある児童生徒を対象に、通級指導担当教員を配置してほしい。また、高校で通級指導を行ってほしい。</p>	1	<p>【E】</p> <p>聴覚障害のある小・中学校児童生徒を対象とした通級指導教室を 13 教室設置し、通級指導担当教員が指導にあたっています。高等学校において特別支援学級を設置することについては、学校教育法第 81 条で「小学校、中学校、高等学校及び中等教育学校には、…特別支援学級を置くことができる」とされていますが、学校教育法施行規則や標準法（公立高等学校の設置、適正配置及び教職員定数の標準等に関する法律）に高校での通級指導について規定がないため、制度として高校で通級指導を実施することは困難な状況です。</p>
70	その他	<p>【要望】</p> <p>小・中・高校で手話通訳や要約筆記を配置し、情報保障をしてほしい。</p>	1	<p>【E】</p> <p>小・中・高等学校においては、必要に応じて特別支援教育支援員等を配置し、ノートテイクにより情報保障をしているところです。</p>
71	その他	<p>【要望】</p> <p>裁判傍聴の際、手話通訳者等の派遣が受けられるようにするとともに、裁判所での情報保障体制を整えてください。</p>	1	<p>【E】</p> <p>聴覚障害のある人には、主として市町が行う手話通訳者派遣事業をご活用いただくこととなっており、事業の更なる充実について働き掛けを行います。なお、申し訳ありませんが、裁判所の情報保障体制については裁判所とご相談ください。</p>